

令和4年度 第2回  
川口市文化財保護審議会  
議事録

|           |   |
|-----------|---|
| 会 議 名     | 第2回川口市文化財保護審議会  |
| 開 催 日 時   | 令和5年3月27日（月）<br>午前10時00分～午前12時00分   |
| 開 催 場 所   | 川口市役所分庁舎（教育庁舎） 2階 会議室   |
| 出 席 者     | 委 員（会長◎、副会長○）<br>◎有元修一、○林宏一、金箱文夫、黒津高行、鈴木淳、鈴木誠<br>田村均、西沢淳男、三田村佳子（9名）※1名欠席<br>事務局<br>井上教育長<br>濱田教育総務部長<br>国島次長兼文化財課長<br>鈴木課長補佐兼管理係長<br>宇田課長補佐兼文化財保護係長<br>小牧課長補佐兼埋蔵文化財係長<br>谷川主査、桑山主任、浅井主任 |
| 議 事       | (1) 令和4年度文化財保護事業報告について<br>(2) 令和5年度文化財保護事業計画予定について<br>(3) 川口市立アートギャラリー及び川口市立文化財センター旧田中家住宅の指定管理について<br>(4) 旧田中家住宅耐震補強関係について<br>(5) その他   |
| 公開／非公開の別  | 公開  |
| 傍 聴 人 の 数 | 0人  |
| 会 議 資 料   | 令和4年度第2回川口市文化財保護審議会会議資料   |

## 審 議 経 過

### ◎ 第2回川口市文化財保護審議会

- 1 開会
- 2 教育長、会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名

川口市文化財保護条例第8条に基づき、会長が議長になり、会議開始に際して、出席委員が定数に達していること、傍聴者がいないことを確認し、議事録署名委員を、出席委員の中から鈴木淳委員、鈴木誠委員を指名した。

### 4 議事

#### (1) 令和4年度文化財保護事業報告について

議長 事務局より説明を求める。

事務局 資料に基づき説明する。

議長 まず、「(1)文化財保護系の事業について」アについて質問、意見を求める。

委員 赤山陣屋跡の樹木管理について、最近話題になっているナラ枯れについては、赤山陣屋跡への影響はあるのか。

事務局 赤山陣屋跡の中で東堀の北の方でナラ枯れの被害があり、急遽伐採することが決定した。

委員 赤山陣屋跡を歩いていたら、案内板が汚れていたが、「赤山城跡保存整備事業」は案内板の清掃も行うのか。

事務局 その都度、清掃や修繕等も行っていく。

委員 保護だけでなく活用も行っていると思うが、その関連が資料からは読み取りづらいと感じる。赤山陣屋跡にしても来訪者の集計までは難しいと思うが、保護が活用にどのように結びついているのか。

事務局 木曾呂の富士塚や、赤山陣屋跡では、散策のため訪れる人がたくさんいる。また、赤山陣屋跡については歴史自然資料館ができたことや、ハイウェイオアシスができたことから訪れる人が増えているが集計は行っていない状況である。

委員 利用者に対する情報提供が必要ではないか。

委員 先の発言のとおり、審議会は資料だけで行うので、もう少しわかりやすく工夫してほしい。

議長 今後、資料の工夫をお願いしたい。

議長            その他、赤山陣屋跡の実態はどのような感じか。

事務局          南側の空堀が桜の見ごろを迎えており、先日も、ホームページでPRを行ったが、今後も折に触れて周知していきたい。

委員            文化財課の直接の事業ではないが、文化財課の協力も得て、「赤山デジタル陣屋マップ」を作成した。このマップを使用すると使用した方の情報、人数などもとれるので、今後、提供できたらと考えている。

委員            赤山だけでなく見沼とのつながり、伊奈氏との関連性など、より広くパンフレットなどで伝えていくことによって、その重要性がより伝わっていくと考える。

議長            次にイについて質問、意見を求める。

委員            資料-2の芝崎家住宅は今も所有者が住んでいるのか。

事務局          今も所有者が住んでいる。

委員            芝崎家の系図のわかるところを教えてほしい。  
また、場所はどこにあるのか。

事務局          場所は川口神社の通りに面しているところにある。  
商売をやっていたか不明であるが、村の役職をできるくらいの大地主であった。

委員            別棟が点線なのはなぜか。

事務局          現存していないためである。  
敷地内でいろいろ変遷があったが、主屋と離れは現存している。

委員            馬頭観音も敷地内か。

事務局          また、文字のみの石造物か、もしくは観音様を刻んだものか。  
馬頭観音は敷地内である。  
形態は確認する。

委員            主屋の北側の突出しているスペースは、建築当初からのものか。

委員            北側の部分は、現在、ボードが貼ってあり、直されていて痕跡がなく、調査がむずかしい。登録文化財の申請に関して、東京芸大の先生に調査を依頼しているとのことだが、現状の建物を見て価値判断をしているので、それ以上を調べるには別に調査を行わないと難しい。恐らく大正の時期に増築したのではないかと想像はしている。  
建物を見た印象だが、一つ目はご当主が大事に使っている。また、次世代に残そうというものすごい意欲がある。ということが重要なポイントである。二つ目は修理を委託して民家のプロが手がけた結果、骨格を残しながら、建具までも元通り残している。具体的に言うと、

この間取り図、配置図と書いているが、間取りは、田の字型のいわゆる四間取りと言われる形式の長方形の建物だと思うが、この部分は触っていない。後ろ側に風呂場と台所、いわゆる水回りを増築している。これは今回の修理だけではないが、きれいにしている。また、表側の土間はきれいに残しており、2階の小屋裏のところに寝室、書斎を設けている。

どの時点で評価するのかという問題があって、年代がはっきりしないが、この経緯でいくと江戸の幕末から明治にかけてなのかと思われる。離れの建築年代はわかっているが、敷地全体の変遷は研究できていない。しかし、現状で登録しようという意図である。

議長 国の登録ということだが、見通しはどうか。

事務局 文化庁にこれから見に来てもらう予定で、調査官に見ていただき、申請の手続きを進めていきたい。

委員 庭はどのような感じなのか。

事務局 元々、南側に敷地がもう少し伸びていて、そこに小学校を立てて使っていた。南側に道路ができた際にその辺りが削られて門が下がったと伝えられている。

議長 それは古い地図などで確認できるのか。

事務局 古い地図である程度分かる。

委員 登録有形文化財を検討していると思うが、これは所有者からの申し出なのか。

事務局 所有者からぜひ登録したいという要望がある。

委員 庭の方は全然見ていないが、記念物という考えもあるかもしれないので、文化財課から所有者へアドバイスする方法も考えられる。

事務局 所有者からは、建物をという要望であるが、所有者の希望を確認しながら、その状況によっては庭についても先生方に相談しながら進めていきたい。

委員 旧田中家住宅の方でも、今回の工事に際してかなり樹木を伐採しているのか。

建物だけが重要文化財で、樹木の方はまったく保護の対象になっていないという理解でよいか。

事務局 庭園については指定・登録等の文化財にはなっていない。建物の耐震補強にあたり、工事を実施する上での敷地がどうしてもたりないと

いう問題があり、樹木の伐採が必要である。しかし、指定ではないが、記録はしているので、また同じ種類の樹木を復元していく予定である。

委員 指定するほどの価値でなくても庭もある程度建物と一体として、なんらかの意識はしなければならない。ここに保護の網がかかると工事ができない現実もあると思うが、庭についてももしっかり意識を向けてほしい。

議長 次にウについて質問、意見を求める。

委員 この中で、指定管理者が実施している事業と直営で実施している事業を教えてください。

事務局 まず、指定管理については、令和4年度は行っておらず、令和5年度から旧田中家住宅で実施する。令和4年度は、旧田中家住宅実施事業と歴史自然資料館実施事業で運営を業者に委託している。

その中で旧田中家住宅の端午の節供と桃の節供の事業を実施している。この事業はもともと、市が旧田中家住宅を取得して、登録文化財となった平成18年に市が直営で行っていた事業を継承拡大して、業者にやってもらっているものである。

歴史自然資料館の事業についても、運営を委託している。

郷土資料館の事業については職員が直営で事業を実施している。

委員 歴史自然資料館でどういう事業をやるのかという内容自体も業者に委託しているのか。

事務局 事業内容の企画提案も業者に委託している。

議長 次のエ、オについて質問、意見を求める。

—無し—

議長 次の「埋蔵文化財係の事業について」について質問、意見を求める。

委員 エの出土品の保存処理、金属製品の保存処理は、具体的にどこに依頼しているのか。

事務局 川口市内にある株式会社東都文化財保存研究所に依頼している。

議長 オの川口市遺跡調査会への指導・助言ということだが、先日、遺跡調査会の理事会に出席し、解散が決定したが、遺跡調査会が今まで担ってきた仕事を今後どのように継承するのか。

事務局 調査会の最近の事業としては、発掘調査自体は行っておらず、以前発掘調査をした調査報告書の整理作業を6年前より行っており、報告書の刊行とともに解散することになっている。大規模な発掘調査があ

った場合は、民間の発掘会社に委託し、文化財課の職員が指導助言を行う形で、ここ6年間は進めてきている。

ただ、調査会の方で若干、調査報告書の未刊行のものがあるので、そちらについては、文化財課の方で受け継いで刊行を目指し、作業を行っている。

委員　　これまで、遺跡調査会で発掘した事案についてはすべて報告書を刊行できる見通しということでよいか。

事務局　　現在、すでにいくつかはまとめてきている。あと残り42冊あるが調査の規模としては小さいものが多く、100㎡、200㎡未満の調査が多い。冊数だと多く感じられるが、整理作業もそこまで多くない。出てくる土器とかの出土遺物もコンテナで1箱とか、1箱未満のものが多い。ただ、大規模な調査もいくつか残っているので課題もある。なんとか刊行できるように進めていきたい。

## (2) 令和5年度文化財保護事業計画予定について

議長　　事務局より説明を求める。

事務局　　資料に基づき説明する。

議長　　「(2) 令和5年度文化財保護事業計画予定について」について質問、意見を求める。

委員　　カ遺跡発掘調査事業について、埋蔵文化財の包蔵地の地図については、本来、鳩ヶ谷市と合併した時点で遺跡の範囲の表現の方法とかを調整して新しい川口市としての遺跡地図を作るべきであったが、なかなかそこまで手が回らないという事情があった。旧鳩ヶ谷市域部分については当時の鳩ヶ谷市が作った遺跡地図を基にして、旧川口市域についてはそれ以前より引き継がれている遺跡地図をもって行政指導を行っているのか。もし、そのままであるなら、そろそろ新しい遺跡地図の編纂、新しい地図作りに向けて検討を開始してもよいのではないか。旧川口市域は大半台地の上が遺跡になってしまっている。道路などで隠されているところもとりあえず、調査しないわけにはいかないということで包蔵地になってしまっている。なるべく多くの方にご理解いただけるように遺跡地図の再編について検討してもよいのではないか。

とりあえず、1つ1つの遺跡の範囲というものを調査して、それに基づく行政指導を行ったほうがよいのではないか。全国どこでも同じようなやり方ではないと思うが、そのようなものを参考にしながら、

作成してもよいのではないか。

事務局　ご指摘の件については、大きな課題となっていて、実際、試掘調査を重ねていく中で、そのような遺跡については、ピックアップしている。そして、昨年、県にこの件について相談している。

ただ、県の方でもどういう判断で改定するか他の市町村でも例がないそうなので、基準が難しいとのことで、話し合いは継続している。

委員　包蔵地の考え方が従来のかかなり古い考え方で、文化庁にしてもこの間の高輪築堤以来、方針を転換する必要があることが明らかになってきて、近世、近代の遺跡についても包蔵地について考えていくこととなった。これを受けてどのような方針が示されているのかわからないが、そのような検討が進んでいる。川口の場合は鋳物業とか、地域の歴史と密接に関わる遺跡もあるので広範囲に指定してあるなら、残す時に配慮すればよいのではないか。東京都では中世や近世の包蔵地の名称を重ねて近代の名称を入れるということもはじめているので、減らしてしまって手遅れになるより、新しい包蔵地の考え方ということも検討してほしい。

事務局　遺跡の包蔵地だが、台地上は包蔵地に指定されているが、低地の多くは、包蔵地に含まれていない。低地にも、遺跡が存在する可能性もある。改めて、減らすだけでなく、低地の近世・近代の鋳物関係の産業遺跡等についても検討していきたい。

委員　赤山城跡保存整備事業の名称には、なぜ、「県指定旧跡」などの指定区分が名称につかないのか。伊奈氏の功績と、陣屋がここにあったということ、その場所が残っているということは、ちょうど家康に関心が集まっている現在、関東地方のインフラを作ったのがだれだったのかということを考えて時に、その本拠地がどこだったのかということとはとても重要なことではないか。この地が重要だと思うからここに建設しているのだと思うが、その重さについてももう少し考えてほしい。

また、もう一つ、記念物でいうと赤山陣屋跡に隣接している安行の文化的景観についてだいぶ時間がたっているのではどうなっているのか教えてほしい。

事務局　まず、名称の問題については、統一するように、気を付けていく。

文化的景観については報告が途絶えてしまい、お詫びする。こちらの事業を進めていく中で、植木産業の方々に限らず、安行やその周辺

地域に住む地元の方々からなかなか理解が得られない状況になっている。その背景には、この地域で都市計画の見直しの動きもあり、地元ではその方向性が決まらなると土地の利用についても決められないとの意見がある。また、生産緑地の期限が切れるタイミングとも重なっている。今後も地元の方々に理解が得られるように地道な調査をしていくことになるので、ご理解いただきたい。

委員 コロナ禍が始まり3年位経過したが、無形民俗文化財の指定をしている団体の活動状況はどうか。

事務局 昨年度、八幡木ばやしの後継者が一人もいなくなり指定を解除した。そのほかには本市には5件の無形民俗文化財がある。

今年度は公開がなされるどころと細々と活動しているところがある。

たとえば、安行原の蛇造りについては、後継者については存在するが、万全というわけではない。会長の世代交代もすすんでおり、現在は若い会長が地元をまとめあげてがんばっている。

江戸袋の獅子舞についても、舞手の確保に苦労している。子どもの舞のため、毎年3人小学生の舞手を確保しながら7年間教えるようなサイクルが、崩れてきている。

領家の囃子と神楽も保存会の人数が10名余りと、多くないので、5人囃子を4人で行うようなこともある。いろいろと努力して、少しずつ増えてきているという報告を受けている。

安行藤八の獅子舞は、このところ活動をしていないと聞いているが、指定の舞が祈祷獅子という比較的単調な舞であるということ、氏子組織全員が保存会の会員であることから、再開できると思う。

木遣りについても同様である。

委員 どの市町村も無形民俗文化財の活動の継続に苦労している。それぞれの地域のいろいろな事情があるとは思いますが、補助金等を継続していくなど、行政がバックアップしていく姿勢が重要であると考えます。そして、地域の伝統芸能、行事等が残っていくよう努力してほしい。

先程、ナラ枯れの話があったが、伐採した後の植生のフォローなどはどうなのか。

事務局 今回伐採をした部分（東堀）の整備はまだ途中であり、東堀の整備が止まったその先の森になっている部分を伐採した。今後どのように整備していくか議論の対象ではあるが、現状ではただ、鬱蒼としてい

ただけの場所である。東堀の購入も進んでいるので、今後どのように整備していくか議論していきたい。

委員 今後、景観を作っていくということか。

事務局 そのとおりであり、今回のナラ枯れの伐採がその支障になるということはないと考えている。

委員 国の史跡の場合であれば、保存活用計画をつくって、どのように整備するのか、どのように活用するのか計画するのは当然で、断片的、部分的にやるのではなく、全体計画をきちんと行うべきである。

県の旧跡だとそのようなものはないが国の指定を参考にしながら行っていったほうがよいのではないか。

なぜならば、赤山城跡保存整備事業と、木曾呂の富士塚、旧田中家住宅は、川口市の文化財の誇る3つの目玉ではないかと思う。

事務局 重要文化財の旧田中家住宅については保存活用計画を作成したので、それに基づいて耐震補強、今後の活用を視野に入れて事業を進めていく。

また、国指定重要有形民俗文化財「木曾呂の富士塚」については、平成15年に見沼通船堀が史跡になったこともあり、さいたま市と同じ通船堀という観点からも、両市にまたがっているので、連携をはかりながら、活用計画をつくるべきではないかとの意見もさいたま市からもいただいているので、将来計画に移していけたらと考えている。

赤山陣屋跡については、県の旧跡である。県の史跡としていたが、昭和36年に県の旧跡になった。「赤山城跡保存整備事業」は平成の初期の頃から実施している事業名称である。

名称の問題については、県に相談を行った。赤山城跡という名称だが、実態としては近世の赤山陣屋の跡であるため、名称としては問題がある。また、もう一点、今後、調査を積み重ねて、できれば旧跡ではなく正当に評価して、文化財の価値づけをしてほしいということである。

議長 県のほうでも、旧跡そのものをどう扱っていくかということがずっと課題となっている。

赤山陣屋跡の場合は発掘調査等で遺構がみつかっており、歴史的にも重要性が認識されているので、旧跡を解除してもらって市の指定にするとか、本当は県の指定、国の指定にもなりうる史跡だと思うので、そういうことを地道に動いていってほしい。

この審議会として県に要望書を提出することなどもありうるだろうと考えている。

まず、声を上げていくことが重要であると思う。

事務局 審議会の先生方のご指導、ご協力をいただき、赤山陣屋跡の調査を続けていくのでよろしくお願ひしたい。

議長 指定関係の方を検討していくということ、また、さらに学術的な価値、文化的な価値の確定のための調査を進めていってほしい。

(3) 川口市立アートギャラリー及び川口市立文化財センター旧田中家住宅の指定管理について

議長 事務局より説明を求める。

事務局 資料に基づき説明する。

議長 指定管理者は名称だけではよくわからないがどのような事業者なのか。

事務局 2業者がグループとして指定管理を行っており、1業者が株式会社21世紀文化芸術研究室、もう1業者が有限会社アプリュスアソシエイツであり、このうち、旧田中家住宅の方は、主に有限会社アプリュスアソシエイツが管理運営を行う。この事業者の代表は、現在、旧田中家住宅の委託業務を行っている一般社団法人アプリュスの役員であり、責任者として運営を行っている。指定管理者となり、更に充実した運営を行っていくと思われる。

委員 1年後、2年後の実績を見ながら議論をする必要があると思う。どのような事業が行われて、どのような反応があったかというデータを事務局より報告することが必要であると考ええる。

(4) 旧田中家住宅耐震補強関係について

議長 事務局より説明を求める。

事務局 資料に基づき説明する。

議長 「(4) 旧田中家住宅耐震補強関係について」について質問、意見を求める。

—無し—

(5) その他

議長 全体を通して質問、意見を求める。

—無し—

6 閉会

議長 以上で、議事を終了する。

議事録署名

---

④

---

④